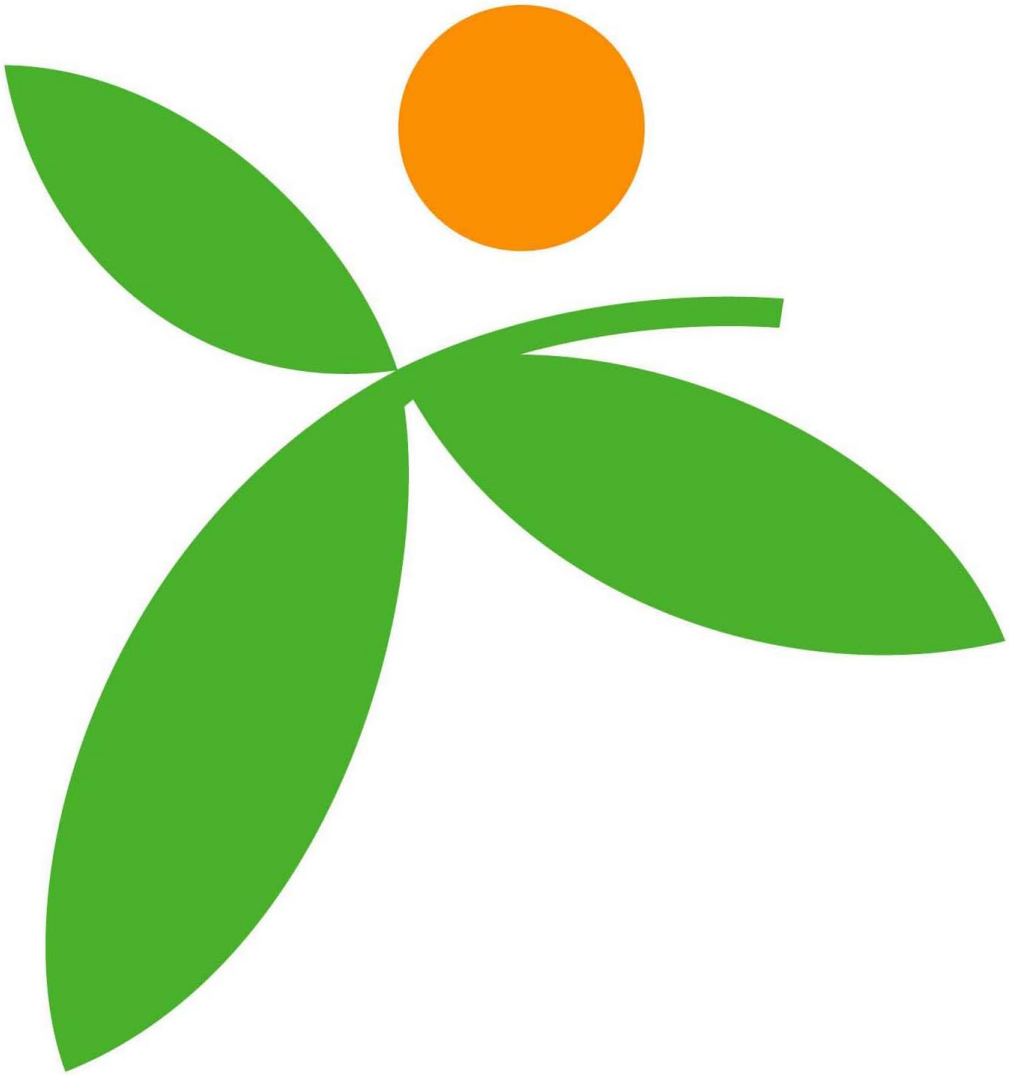
宮若市障がい者活躍推進計画

（第２期）



令和８年１０月

宮若市・宮若市教育委員会

１．計画策定の趣旨

令和元年６月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）が改正され、国及び地方公共団体には、自ら率先して障がい者を雇用する責務が明記されるとともに、厚生労働大臣が定める「障害者活躍推進計画作成指針」に即して、「障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画」（以下「障害者活躍推進計画」という。）を作成することとされています。

障がい者の活躍とは、障がいのある職員一人ひとりが、その障がい特性や個性、能力及び希望に応じて、能力を有効に発揮し、職業生活において活躍できることをいいます。そのためには、障がい者の雇用を継続的に進めることはもとより、職員が安心して働き、長期にわたってその能力を発揮できる職場環境を整備することが重要です。

本市では、これまで障がい者を対象とした採用試験やチャレンジ雇用制度等を実施するとともに、障がいのある職員が働きやすい職場づくりに取り組んできました。今後も、法定雇用率の達成を維持することに加え、障がいのある職員の職務内容や働き方、キャリア形成等について本人の意向を踏まえた支援を行い、障がいの有無にかかわらず、すべての職員が互いに理解し、協力しながら働くことのできる職場づくりを進めていく必要があります。

また、障がいのある職員が能力を十分に発揮するためには、職員一人ひとりが障がいについて正しく理解し、必要な配慮を行うことができる職場風土を形成することも重要です。

こうしたことから、本市における障がい者雇用の状況やこれまでの取組を踏まえ、障がいのある職員の活躍の場をさらに広げるとともに、採用から定着、キャリア形成までを一体的に支援し、誰もが働きやすい職場環境の実現を目指すため、「宮若市障がい者活躍推進計画（第２期）」を策定します。

２．計画策定の主体

宮若市・宮若市教育委員会

３．計画期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間を計画期間とします。

なお、計画期間中においても、毎年度、取組の実施状況や目標の達成状況を点検・評価し、必要に応じて取組内容の見直しを行います。

４．計画の周知・公表

策定又は改訂した計画は、速やかに全職員に対して周知するとともに、市のホームページに掲載する等、適切な方法で公表します。

５．本市における現状

（１）障がい者採用選考の実施等

本市では、障がい者を対象とした採用試験やチャレンジ雇用制度等を実施し、障がい者の雇用に取り組んでいます。

今後も、障がいのある人の意欲や能力を踏まえた採用に努めるとともに、継続して雇用機会の確保を図ります。

（２）障がい者の実雇用率の状況

障害者雇用促進法では、国及び地方公共団体について、自ら率先して障がい者を雇用することが求められており、障がい者の雇用の場の確保を図るため、法定雇用率が設定されています。

本市においては、令和８年６月１日現在（法定雇用率：２．８％）、市長部局及び教育委員会のいずれも法定雇用率を上回っており、全体としても法定雇用率を達成しています。

なお、令和８年７月１日から、国及び地方公共団体の法定雇用率は３．０％となっています。

（令和８年６月１日現在の障がい者雇用状況）

任命権者	法定雇用障がい者数の算定基礎となる職員数	障がい者数	実雇用率
宮若市長	２９５人	９人	３．０５％
宮若市教育委員会	９２人	３人	３．２６％
合計	３８７人	１２人	３．１０％

６．本市における課題

本市では現在、障がい者実雇用率が法定雇用率を上回っている状況にありますが、今後、法定雇用率の変更や職員の退職・採用等によって雇用率が変動することも考えられることから、引き続き、障がい者雇用を計画的かつ継続的に実施し、法定雇用率を安定的に上回ることができるよう取り組む必要があります。

また、障がい者雇用については、法定雇用率の達成にとどまらず、障がいのある職員一人ひとりが、障がい特性や能力、希望に応じて安心して働き、能力を発揮できる環境を整備することが重要です。

そのため、相談・支援体制の充実や合理的配慮、職務の選定・創出、柔軟な働き方等を進め、採用から定着、キャリア形成まで継続的に支援していく必要があります。

７．計画の目標

（１）採用に関する目標

項目	内容
目標	各年度において、法定雇用率を上回る障がい者実雇用率を確保する
評価方法	毎年度の任免状況通報等により、達成状況を把握し進捗管理を行う

（２）定着に関する目標

項目	内容
目標	障がいのある職員が安心して職務に専念し、能力を発揮できる体制を整備し、不本意な離職者を極力生じさせない
評価方法	毎年度、任免状況通報等の時期に、人事記録をもとに前年度採用者の定着状況を把握するとともに、必要に応じて離職理由等を確認し、取組の改善につなげる

８．活躍推進に向けた取組内容

（１）障がい者の活躍を推進する体制整備

①組織面

・「障害者雇用推進者」として総務課長を選任し、同推進者を中心として、障がい者雇用の推進、障がい者活躍推進計画の実施状況の点検及び必要な見直しを行います。

・「障害者職業生活相談員」として総務課及び教育委員会の職員を選任し、障がいのある職員及びその職場からの日常的な相談や指導に対応します。

・相談内容に応じて、産業医、福岡労働局、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図ります。

・障がいのある職員本人の意見や要望を把握し、計画の取組や職場環境の改善に反映できるよう努めます。

②人材面

障害者職業生活相談員や障がいのある職員に日常的に対応する支援者（所属長、職場の同僚等）が、障がいの特性や合理的配慮等について必要な知識・技術を身につけることができるよう、厚生労働省、福岡労働局等が開催するセミナーや研修等への参加機会を設けます。

（２）障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

・現に勤務する障がいのある職員や今後採用する障がいのある職員の能力、経験、希望等を踏まえ、人事評価や自己申告書、面談等を活用して、職務の選定及び創出について検討します。

・新規採用時及び部署異動時には、必要に応じて障がいのある職員本人と面談を行い、本人の障がい特性、能力、希望等を把握した上で、本人に適した職務の選定及び創出を行い、本人と業務との適切なマッチングを図ります。

・職務内容については、本人の能力や適性、業務量等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

（３）障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

①職場環境

障がいのある職員本人からの要望や相談を踏まえ、障がい特性に応じた必要な配慮を把握し、継続的に職場環境の改善を図ります。

具体的には、服薬等に必要な時間の確保、執務環境の改善、業務上の配慮等について、本人と十分に話し合いながら必要な措置を講じます。

なお、合理的配慮を講じるに当たっては、本人の意向を踏まえつつ、職場にとって過重な負担とならない範囲で適切に実施します。

②募集・採用

・募集及び採用に当たっては、障がいを理由として、以下のような不適切な取扱いを行いません。

〇特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること

〇自力で通勤できるといった条件を設定すること

〇介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること

〇「就労支援機関に所属・登録をしており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること

〇特定の就労支援機関からのみの受け入れを実施すること

・採用試験の実施に当たっては、受験者の障がい特性等に応じて必要な合理的配慮を行います。

③働き方

・テレワーク、時差出勤、短時間勤務等について、障がいのある職員の障がい特性や本人の状況に応じて、過重な負担なく働くことができる柔軟な勤務制度を検討します。

・年次有給休暇、病気休暇等の各種休暇制度について、職員が必要なときに利用しやすい職場環境づくりを進めます。

・通院等の必要性がある場合には、本人の状況を踏まえ、勤務時間や休暇の取得等について適切な配慮を行います。

④キャリア形成

・障がいのある職員本人の能力、経験及び希望を踏まえ、各種研修の受講や職務経験の機会を確保し、キャリア形成を支援します。

・研修受講に当たっては、オンライン研修やeラーニング等、多様な受講方法を活用するなど、本人の障がい特性に応じた配慮を行います。

・障がいに対する職員の理解促進や啓発を目的とした研修の機会を設けます。

⑤その他の人事管理

・障がいのある職員に対して、日常的な声掛けや面談等を行い、職務上の困りごとや体調面等について必要な配慮を把握するよう努めます。

・必要に応じて、産業医面談等を実施し、健康面や職場環境について相談できる体制を整えます。

・相談内容については、本人のプライバシーに十分配慮し、必要な範囲で関係者と情報共有を行います。

・在職中に疾病・事故等により障がいのある職員となった場合（中途障がい者）には、円滑な職場復帰に向け、本人の状況や希望を確認しながら、必要な職務の選定、職場環境の整備、通院への配慮、勤務方法、キャリア形成等について必要な取組を行います。

９．その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大に努めます。

また、本計画の実施に当たっては、関係法令や国の制度改正等を踏まえるとともに、障がいのある職員本人の意見や職場の状況を把握し、必要に応じて取組内容の見直しを行います。